

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償

並びに旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）、評議員、各種委員会の委員並びに事務分掌規程第3条に定める心配ごと相談所相談員（以下これらを「役員等」という。）の報酬及び費用弁償並びに旅費について必要な事項を定める。

(報酬等)

第2条 役員及び評議員（協議会または千葉市職員として身分を有する者を除く。）にその勤務の実態に即して報酬及び通勤手当を支給し、理事及び評議員においては定款第16条第4項及び第31条第2項に定める決議の省略の場合並びにこれに類する書面開催会議について、別表で定める額を超えない範囲で、報酬として支給することができる。

2 会長及び常務理事は、常勤とする。

3 前2項の報酬の額は、別表に掲げるところによる。

4 第1項の通勤手当の額は、次のとおりとする。

(1) 鉄道、バス、モノレールを利用する場合はその実費額とし、自家用車を使用する場合は37円/km（1km未満切捨て）とする。

(2) 前号に関わらず、月額報酬を支給する役員については、協議会職員の例によるものとする。

(費用弁償)

第3条 各種委員会の委員（前条の規定により報酬等の支給を受けている者及び協議会または千葉市職員として身分を有する者を除く。）及び心配ごと相談所相談員が職務に従事したときは、費用弁償を行う。

2 前項に定める費用弁償の額は、1日3,000円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 新たに会長若しくは常務理事になった者はその職に就任した日から、退任したこれらの者はその退任した日までについて報酬を支給する。

2 前項に定める者以外の者に対する報酬は、その職務を行った日について支給する。

3 前2項に定めるもののほか、報酬の支給方法は、協議会職員の例によるものとする。

(旅費の支給等)

第5条 役員等（協議会または千葉市職員として身分を有する者を除く。）が職務のため旅行したときは他から支給される場合を除き、次の各号の区分に応じ当該各号に定める例により旅費を支給する。

(1) 役員及び評議員 千葉市条例の規定による市長等に対する旅費等の支給の例

(2) 各種委員会の委員 千葉市社会福祉協議会職員の旅費等に関する規程（平成2年千葉市社会福祉協議会規程第20号。）別表第1の2等級の職員に対する旅費等の支給の例

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月15日から施行する。

別表

評議員	日額5,000円（本会定款第10条で規定する範囲で支給）
会長	月額480,500円（※1）
常務理事	月額423,600円（※1）
理事（会長・常務理事を除く。）	日額5,000円（※2）
監事	日額5,000円（※3） ただし、会計監査の実施にあつては、日額23,000円

※1 常勤理事の年度ごとの報酬等の総額は一人当たり6,000,000円を超えない範囲で支給する。

※2 非常勤理事の年度ごとの報酬等の総額は一人当たり70,000円を超えない範囲で支給する。

※3 監事の年度ごとの報酬等の総額は一人当たり150,000円を超えない範囲で支給する。